

平成30年北海道胆振東部地震に対する 政府の対応等について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）

1 地震の概要

平成30年9月6日3時7分、北海道胆振地方中東部を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生しました。この地震により、北海道厚真町で震度7、安平町、むかわ町で震度6強を観測したほか、札幌市東区、千歳市、日高町、平取町で震度6弱、札幌市清田区、同白石区、同手稲区、同北区、苫小牧市、江別市、三笠市、恵庭市、長沼町、新ひだか町、新冠町で震度5強を観測しました。このほか、北海道から中部地方の一部の広い範囲で、震度5弱から1を観測しました。



厚真町被害状況

11月15日9時現在、震度1以上を観測した地震が321回（最大震度7：1回、5弱：2回、4：21回、3：35回、2：83回、1：179回）発生しています。

2 被害の概要

この地震により、11月6日時点で死者41名（厚真町36名、苫小牧市2名、札幌市1名、むかわ町1名、新ひだか町1名）、重傷者18名の人的被害のほか、住家の被害として、全壊415棟（厚真町192棟、安平町92棟、札幌市84棟、むかわ町26棟、北広島市17棟、日高町2棟、江別市1棟、千歳市1棟）、半壊1,346棟、一部破損8,607棟の



むかわ町被害状況



安平町被害状況



清田区被害状況

被害が発生しました。

また、一時全道で停電が発生し、最大約295万戸が停電したことにより、住民生活や中小企業、農林漁業や観光業等の経済活動に大きな支障が生じました。水道については、最大で6万8,249戸で断水が発生しましたが、家屋等損壊地域を除き、10月9日までに全ての地域において断水が解消しています。日高自動車道をはじめとする高速道路やJR北海道千歳線、日高線や札幌市営地下鉄等をはじめとする鉄道等の交通インフラにも通行止めや運転見合わせが発生したほか、新千歳空港も発災当日は閉鎖されましたが、国内線については翌9月7日から（通常運航は9月9日から）、国際線については9月8日から運航が再開されました。

3 政府の対応

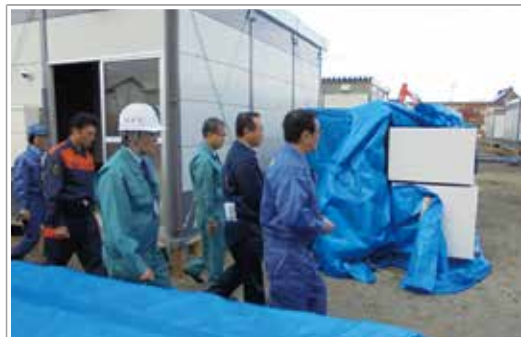
政府は、地震発生直後の3時9分に官邸対策室を設置し、①早急に被害状況を把握すること、②地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと、③被害の拡大防止の措置を徹底すること、の3点からなる総理指示のもと、初動対応にあたりました。

6時10分には内閣府防災担当の審議官をヘッドとする情報先遣チームを北海道へ派遣するとともに、同日中に北海道庁内に政府現地連絡調整室を設置しました。また、7時37分に第1回目の関係閣僚会議、18時には第2回目の関係閣僚会議を開催し、被害状況の把握や政府としての対応を共有、確認したほか、9月9日には安倍総理が厚真町他の土砂災害現場の上空視察、厚真町富里地区の土砂災害現場視察、札幌市清田

区の液状化現場視察、厚真町、安平町の避難所訪問等を行いました。また、9月19日には小此木前防災担当大臣を団長とする政府調査団を派遣し、総理と同様に厚真町他の土砂災害現場を上空から視察したほか、安平町の早来中学校や中心市街地の被災状況視察、厚真町富里浄水場の土砂災害現場視察、むかわ町の中心市街地の被災状況や札幌市清田区の液状化現場視察、厚真町の避難所訪問等を行いました。加えて、10月17日には山本防災担当大臣も現地を訪れるなど、政府としても被災状況や被災地の抱える課題を直接把握することに努めました（なお、小此木前防災担当大臣を団長とする政府調査団は、同時期に発災していた、台風第21号にかかる被害状況調査として、9月11日に兵庫県、大阪府を訪問しています。）



被災された方から説明を受ける小此木前大臣



仮設住宅を視察する山本大臣

これら現地視察・調査と併せ、北海道庁に設置した政府現地連絡調整室に派遣された関係各府省庁からの職員が、北海道庁等と緊密に連携しながら、応急対応に従事してきました。

発災当日の9月6日には、全道で停電が発生したことから、北海道が179市町村に災害救助法の適用を決定しました。

翌7日には、家屋を失われた方や度重なる余震に不安を感じる方等、多くの方が避難所での生活を余儀なくされたことや、北海道全域での停電による生産活動、物流の停止に伴い、北海道内で食料品等の生活物資が不足する恐れが生じたこと等を踏まえ、プッシュ型での物資支援を行うようにとの総理からの指示を受けて、内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省、全日本トラック協会からなるプッシュ型支援調整会議を内閣府内に設置しました。この調整会議を通じ、9月21日までの間、予備費を活用して被災者の命と生活環境に不可欠な食料や水、仮設トイレ、段ボールベッドなどについて、自衛隊の輸送力を最大限活用し、特に被害の大きかった厚真町、安平町、むかわ町を中心とした被災地へ届ける、プッシュ型物資支援を実施したところです。

また、この地震に対する激甚災害の指定については、昨年12月に見直した手続きに基づき、被害状況調査により指定基準に達したものから指定見込みを公表しました。具体的には、9月13日に、農地等の災害復旧事業の補助率のかさ上げ等を地域限定せずに、公共土木施設の災害復旧事業等の補助率のかさ上げ等を厚真町、安平町及びむかわ町について、激甚災害に指定する見込みであることを公表しました。その後、調

査の進展を踏まえ、21日に、公共土木施設の災害復旧事業等も地域を限定せずに指定する見込みとなること（局激→本激）、加えて、図書館や公民館といった公立社会教育施設や私立学校施設の災害復旧事業等の措置についても、地域を限定せずに指定する見込みとなることを追加で公表しました。指定内容の確定後、政令の閣議決定（9月28日）、公布・施行（10月1日）を行い、可能な限り速やかに手続きを進めてきたところです。

道路、鉄道、水道等の生活インフラの復旧や災害廃棄物の処理等については、全国からの応援も含めた懸命の作業により強力に推進してきました。このうち、被災市町村に対する人的支援については、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会による被災市区町村応援職員確保調整本部が設置され、9月11日には、被災市区町村応援職員確保システムに基づき、厚真町、安平町、むかわ町に対し、対口支援団体（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県）を決定し、支援をしてきました。

以上のように、政府の総力を挙げて、今回の地震に係る災害応急対策を推進してきました。

4 復旧・復興に向けて

被災された方々が、生活再建に向けた第一歩を踏み出すためには、一日でも早く避難所等における生活から移行していただく必要があります。このため、政府としては、上述のように、家屋の被害認定調査にあたる応援職員の派遣に関する調整を行うなどにより、生活再建の前提となる罹災証明書の早期発行に努めてきました。

10 月末の時点で、借上型応急仮設住宅については、96 戸で入居が決定しているとともに、建設型応急仮設住宅については、第 1 期工事の 130 戸が完成し、第 2 期工事については、93 戸が 11 月末に完成予定となっています。そのほか、建設型の福祉仮設施設を、厚真町、安平町にそれぞれ 1 か所建設予定であり、年内に完成予定となっています。このように、被災された方々の住まいの確保は着実に進んでいます。本格的な冬を迎える前に、避難所等における生活から当面の住まいへ移行していただき、一日も早く生活、生業再建の一步を踏み出していただくことができるよう、被災された方々のご希望、ご心情に寄り添いながら、関係省庁が連携して引き続き取り組んでいきます。

また、9 月 28 日には、今回の地震による被害からの復旧・復興に向け、関係省庁において、緊急に対応すべき施策をとりまとめました。上述の激甚災害の早期指定や公共土木施設等の災害復旧などにより、被災地の迅速な復旧に向けた支援を速やかに講じていくほか、応急仮設住宅への支援など被災者の生活の再建に向けた支援を行い、さらには停電によって被害を受けた中小企業等や酪農を含む農林漁業者の産業支援を強力に進めていくこととしています。加えて、北海道経済において極めて重要な観光業やその他の産業について、外国人が安心して旅行できるよう非常時の対策を抜本的に改善するとともに、北海道全域で生じている風評被害を払しょくし、北海道の観光復興に向けて、震災以前よりも元気な北海道を実現するための支援を迅速に講じていくこととしています。

具体的には、

- ・被災者の方々の応急仮設住宅の確保や、山腹崩壊による河川閉塞への緊急対応
 - ・酪農をはじめとする農林漁業者の一日も早い経営再建の支援や、中小企業・小規模事業者に寄り添った支援
 - ・外国人旅行者への情報提供体制の強化に併せ、北海道全域で、10 月 1 日より旅行・宿泊料金を最大 7 割まで補助する「北海道ふっこう割」の開始
 - ・電力需要が高まる冬に向け、電力インフラの緊急点検も踏まえた対策の取りまとめや、自家発電設備を備えた拠点の整備
- といった支援パッケージを取りまとめました。

同日に総額 153 億円（※台風第 21 号に対する支援も含む。）の予備費を措置できるよう閣議決定を行い、これら支援策は迅速・着実に実行に移されている他、北海道胆振東部地震への対応 1,188 億円を含む総額 7,275 億円の平成 30 年度一般会計補正予算が 11 月 7 日に成立したところです。

一方で、本稿執筆時点（11 月 14 日）においても、未だ 60 名を超える方々が避難所等において、不自由な生活を余儀なくされています。

被災された皆様が希望を持って前を向いて生活の再建に取り組むことができるよう、そして、被災自治体が財源に不安なく安心して復旧・復興に取り組めるよう、被災自治体としっかりと連携を図りながら、住まいの確保や各種インフラの復旧、生業の再建など、被災した各地域の復旧・復興に向けた取組を進めていきます。